

男女共同参画推進月間に啓発活動を実施しました！



町では茨城県の男女共同参画推進条例にのっとり、11月の1カ月間を男女共同参画推進月間とし、男女共同参画社会に関する周知啓発を図るため、役場内イベントホールにて啓発活動を実施しました。男女共同参画コーナーでは、「女性に対する暴力をなくす運動」に関する啓発用ポスターの掲示やリーフレットを配置しました。

また、役場1階イベントホールに設置してあるデジタルサイネージでは「ワーク・ライフ・バランス」に関する動画を上映しました。

「女性に対する暴力」も「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的役割分担意識も男女共同参画社会の形成に大きな妨げになります。

男女共同参画社会の実現のためには、制度を整えるのみでなく、一人ひとりの考え方も変わっていかねばなりません。



問い合わせ先 役場企画課 企画調整係 ☎68-2211 (内線337)

消費生活相談だより

カニカニ詐欺にご注意！

カニの需要が増える年末になると、「北海道の〇〇水産」などと、いかにもありそうな名前をかたった業者から電話がかかってきて、カニなどの海産物を代引きで送りつける商法、通称・カニカニ詐欺トラブルの相談が、数年前から全国的に増えています。

業者の巧妙な手口はさまざまで、「先日はご利用ありがとうございました」と、自分や家族が以前その店から購入したことがあるような話しぐりで、相手から情報を引き出したり、「抽選で当選しました」と、無料で届くように思わせたりするほか、「カニは好きですか？」などと聞かれて、はいと答えただけで送りつけてくるようなこともあります。

また、断ると横柄な態度で、脅迫まがいな応対をされたり、断ったのに後日代引きで商品が届いたり、開けてみたら粗悪な商品で高額な請求をされたり、着信電話番号に折り返しても連絡がつかなかったりと、事例はさまざまです。



アドバイス

- 1 必要がなければ、きっぱりと断りましょう
- 2 お金を払う前に、家族などにしっかり確認しましょう
- 3 電話で勧誘された場合は、クーリング・オフができます
- 4 注文をしていないのに一方的に送りつけられた場合は、受取拒否をしましょう
- 5 トラブルにあったら、すぐにご相談ください

おかしいと思われたらご相談ください。

相談窓口 ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週火曜日 午前10時～午後5時(正午～午後1時の時間を除く) ☎68-2211 (内線442)

お問い合わせ先 ②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時(日曜日は電話のみ) ☎029-225-6445

③土曜日は、188 (いやや!) の消費者ホットラインで国民生活センターへ。
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより

利根町地元応援！ プレミアム付商品券発売のお知らせ

利根町商工会では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策事業として、**利根町地元応援！プレミアム付商品券** を販売しました。

商品券の利用期限は令和3年2月28日(日)までとなります。期限を過ぎるとご利用頂けなくなりますので、お早めにご利用ください。

商品券取扱加盟店は随時募集しておりますので、ご希望の方は利根町商工会までお問い合わせください。

●アマビエちゃん利用促進キャンペーン実施中！

- ①「いばらきアマビエちゃん」登録施設・店舗、イベントにて、利用者登録をされた方
 - ②「いばらきアマビエちゃん御意見フォーム」から意見投稿をされた方
- 抽選で毎月3,500名様に5,000円相当の県産品が当たります。
ぜひいばらきアマビエちゃんをご活用ください。詳しくは「いばらきアマビエちゃん」で検索！



▲詳しくはコチラ

●源泉税個別指導を実施

利根町商工会では、1月に自計の会員を対象に個別指導を行います。詳しくは利根町商工会までお問い合わせください。

●確定申告に関するお知らせ

2月より令和2年分の確定申告が始まります。申告をするにあたってのご相談などありましたら、**お早めにご相談**ください。

利根町ふれ愛タクシーをご利用ください！

町では、ふれ愛タクシーの更なるサービスの向上、利用の促進を図るため、『ふれ愛タクシー利用促進事業』として、現在ご登録をいただいている皆さまに、1人3,000円分の利用券の配布をしております。

また、これから新規でご登録をされた方へも、数に限りはございますが利用券の配布をいたしますので、この機会に、ぜひ『利根町ふれ愛タクシー』を利用してみたいはいかがでしょうか？

※1 新規でご登録をされた方への利用券は、数に限りがあります。なくなり次第配布終了となりますので、ご了承ください。

※2 利用券の転売および譲渡は法律により禁止されております。

利用券の例

オモテ	ウラ
交付番号 第 号 利根町ふれ愛タクシー利用促進事業 タクシー利用券 ふれ愛タクシー利用券(300円相当額) 乗車年月日 令和 年 月 日 有効期限 令和3年12月28日 利根町 ※裏面をお読み下さい。	◎利用者の皆様へのお願い ・利用券は現金に換えることができません。 ・この利用券は、タクシー乗車運賃以上の金額相当の枚数を使用することはできません。 ・この利用券は、紛失すると再交付できませんので大切に保管して下さい。 ・この利用券に対するつり銭は出ません。 ・利用券の転売及び譲渡はできません。(禁止行為) ◎運転者の皆様へお願い ・乗車料金が利用券分を超えたときは、乗車料金から利用券分の金額を差し引いた金額を利用者から受け取ってください。 ・タクシー乗車運賃以上の金額相当の枚数を預かることはできません。 【タクシー会社連絡先】 布川交通(株) 布川営業所 TEL. 0297(68)6611 ふれ愛タクシー TEL. 0297(61)7080 【問合せ先】 〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川 841-1 利根町役場企画課企画調整係 TEL. 0297(68)2211 内線 337

対象者：令和2年10月1日時点で登録をされている方、新規で登録された方(数に限りがあります)

有効期限：令和3年12月28日(火)

利用券：3,000円分(300円/枚×10枚)

注意事項：この利用券は、登録者本人のみの利用となりますので、令和2年10月2日以降に転出や死亡などにより、登録の抹消があった場合には速やかに利用券の返却をお願いいたします。

登録先：ふれ愛タクシー予約センター
☎0297-61-7080

問い合わせ先 役場企画課 企画調整係 ☎68-2211 (内線337)